

恒久的な地域密着型金融推進計画

当組合は、平成 19 年度に恒久的な地域密着型金融への取組み方針を策定致しましたが、今回、令和 5 年 3 月 31 日現在における進捗状況を地域の皆様に公表いたします。

この推進計画は、当組合が地域金融機関として今後どのように地域貢献していくかを検討のうえ策定しており、当組合の取組み姿勢をご理解頂けるものと思います。

当組合は、これからも相互扶助の理念に基づく協同組織金融機関として、地域社会の活性化のお役に立ちたいと考えております。

令和 5 年 8 月 29 日

新潟大栄信用組合

◆ 経 営 理 念 （昭和52年 5月制定）

『力を合わせて豊かな暮らし』

いかなる情勢にあろうとも、「利用者にとって利用し甲斐があり、職員にとって働き甲斐があり、経営者にとって経営し甲斐のある信用組合」を目指して、その実を挙げることを経営理念とする。

◆ 経 営 方 針 （昭和52年 5月制定）

- ・ 経営の基盤と経営力強化に努める。
- ・ きめ細かな金融サービスの提供に努める。
- ・ 経営の効率化、合理化による収益力強化と自己資本の充実を図る。
- ・ 法令遵守、リスク管理体制の徹底を図る。
- ・ 和して競う職場をつくる。

◆ 中 期 経 営 計 画 （抜粋）（取組期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日）

I. 金融仲介機能等の発揮を通じた地域貢献

低金利環境の長期化、業績不振、後継者不在による廃業の増加、少子高齢化・人口減少の進展等、地域金融機関を取り巻く市場は縮小傾向が進んでいる。更に近年は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う売上低迷、コスト高が地域経済に大きな影響を与え、経営体力が乏しい小規模事業者の経営状態はさらに厳しさを増している。

このような環境下、今後も相互扶助を基本理念とする協同組織金融を実践する為には、資金繰り支援のみに留まらず、本業支援を重点項目として位置づけ、事業の持続的発展に向けた経営力強化を支援する為、以下の体制整備を図りながら取り組みを進めることとする。

1. 地域小規模事業者の経営改善等への取組みについては、新規与信、貸出条件変更を始めとする資金面での支援に加え、コンサルティング機能の底上げを図りながら、経営課題解決に繋がる本業支援に重点を置く。
2. 経営改善支援活動においては、取引先との定期的な対話を進めることにより、キャッシュフローの源泉となる経営実態を理解・把握（事業性評価）、課題解決の方向性を共有化した上で、具体的対応策の検討、定期的なモニタリング活動を通じ実現可能性を高める。
3. ライフサイクル、事業の成長段階（創業、成長、成熟、成長鈍化、衰退）に応じた課題解決をより実効性あるものとする為、職員の公的資格取得（中小企業診断士、FP等）を積極的に奨励すると共に、営業店、本部、外部支援機関連携によるノウハウ習得（OJT）を進める。
4. 経営課題が多様化する中、事業者の創業、事業再構築、経営改善、生産性向上、事業承継支援等への取組については、積極的に外部機関（公的支援機関、地方公共団体、他金融機関、信用保証協会、商工会議所・商工会等）との連携・協調を図ることで実効性を高める他、各制度融資、補助金制度等公的支援制度を有効活用する。

5. 支援活動においては、事業内容の強み・弱み、将来性・採算性等を的確に把握（事業性評価）する体制整備を進めながら、経営者の定性要因（「徳義心はあるか」「働き者か」「家庭内は円満か」等）も加味した支援活動に取り組む。
6. 小口・ミドルリスク層を当組合の主要顧客として位置づけた上で、地域を支えるこれら事業者の本業支援を進める為に、潤沢な自己資本を有効活用し期限の利益を提供する等の資金支援に取組み、その結果として当組合が収益を確保するビジネスモデルを進める。
7. 営業活動を通じ地域の事業者・生活者の実態の把握・理解に努め、いざという時に最初の相談相手として選ばれる信頼関係構築に取り組む。
8. 中小零細事業者の経営環境が厳しさを増し、個人世帯の所得環境改善が進まない中、引き続き地域における多重債務を原因とする家計破綻未然防止に取り組む。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの基本方針

地域経済が依然として厳しい経営・生活環境にある中、協同組織金融の特性を発揮して「地域の皆様にとって利用し甲斐のある金融機関」を実践する為、地域の皆様の身の丈・ニーズに即した金融サービスを提供しながら地域貢献を果たしてゆくことを基本方針に、これからもより積極的な取り組みに努めて参ります。

○ 地域密着型金融の恒久的取組みの推進状況

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

① 経営改善支援への取組み

具体的取組策	- 新型コロナウイルスの影響を始めとする厳しい経営環境の中で、経営改善に積極的に取り組む取引先に対し、本部、営業店が連携を図りながらコンサルティング機能等を発揮した実効性ある経営改善支援に取り組む。 - 経営支援においては、外部機関（県中小企業活性化協議会、県よろず支援拠点、他金融機関、商工会議所・商工会、保証協会等）との連携を図りながら、各取引先の成長段階と現状を踏まえた進むべき方向性を共有しながら取組みを進める。
具体的取組結果	令和4年度においては、経営支援先16先を始め経営改善を必要とする取引先に対し、貸出条件変更等の資金支援、経営改善計画書の策定支援（経営内容の実態分析、問題点の把握、改善方針と対応策の提案）、各種公的支援制度の活用提案、経営改善計画の進捗状況を踏まえたアドバイスに加え、外部機関と連携した本業支援活動にも取り組んでおります。

② 経営支援担当職員の外部研修派遣

具体的取組策	担当職員のコンサルティング機能の底上げを図る為、上部団体等が主催する研修会を積極的に活用する。
具体的取組結果	令和4年度においては、経営支援に携る本部・営業店担当職員の外部研修参加を推進し、特に伴走型企業支援、抜本再生支援に関する態勢強化を図っております。

③ 倒産防止特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 倒産防止特別融資を活用し、地域の中小零細企業の経営改善への取組を資金面から支援する。
具体的取組結果	・ 平成 19 年度から令和 4 年度における同融資取扱実績は 15 件 223 百万円となっております。

2. 地域の面的再生への積極的な参画

① 多重債務者発生の未然防止への取組み

具体的取組策	・ 組合員、お取引先の多重債務による家計破綻未然防止への取組を推進する。
具体的取組結果	・ 渉外活動等を通じお取引先との関係強化を図り、予期しない収入減等の影響を受け生活の安定に支障が生じている場合は、家計ヒアリング、顧問弁護士等の助言を得ながら生活再建の可能性を検討。自助努力に加え残債務の取りまとめにより生活再建が見通せる場合は、家庭安泰特別融資等負債整理融資による支援を実施しております。 ・ 令和4年度における負債整理融資の実績は5件38百万円。平成17年から令和4年における同融資取扱実績は157件987百万円(下記、家庭安泰特別融資を含む)となっております。

② 家庭安泰特別融資制度の活用

具体的取組策	・ 家庭安泰特別融資を活用し、予期しない失業・災害等により生活の安定に支障が生じている取引先の生活再建を支援する。
具体的取組結果	・ 令和 4 年度における同融資実績は 4 件 37 百万円。平成 19 年度から令和 4 年度における同融資取扱実績は 51 件 338 百万円となっております。

【経営改善支援への取組み状況】

【令和4年4月～令和5年3月】

(単位:先数)

		期初債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	αのうち 期末に債務者区分が ランクアップした先数 β	αのうち 期末に債務者区分が 変化しなかった先数 γ	αのうち 再生計画等を策定 した先数 δ	経営改善支援 取組み率 = α / A	ランクアップ率 = β / α	再生計画等 策定率 = δ / α
正常先 ①		391	0		0	0	0.0%		—
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	131	11	0	11	9	8.3%	0.0%	81.8%
	うち要管理先 ③	11	2	0	2	2	18.1%	0.0%	100.0%
破綻懸念先 ④		10	2	0	2	2	20.0%	0.0%	100.0%
実質破綻先 ⑤		8	1	1	0	1	12.5%	—	—
破綻先 ⑥		5	0	0	0	0	0.0%	—	—
小 計 (②～⑥の計)		165	16	1	15	14	9.6%	6.2%	87.5%
合 計		556	16	1	15	14	2.8%	6.2%	87.5%

注)・期初債務者数及び債務者区分は、31年4月当初時点で計上しております。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を計上しております。

なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は、αに含めるもののβに含めません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が、期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含めております。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については、仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても期初の債務者区分に従って計上しております。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を計上しております。

・「再生計画等を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「当組合独自の経営改善計画策定先」

・みなし正常先については、正常先の債務者数に計上しております。

・期中に新たに取引を開始した取引先については、本表に計上しておりません。